

東日本大震災からの復興に向けた民間企業連携の促進について

東日本大震災からの復興にあたっては、地域産業の再生、企業誘致等による地域経済の活性化を図るとともに、今後、我が国が直面する課題を先取りして解決を図る先導的プロジェクトを推進し、被災地の復興と日本の再生を図ることが必要である。そのためには、復興特別区域制度等を活用しつつ、民間企業と被災地方公共団体、国が連携することが重要であり、下記の取組を進める。

1. 企業連携に係る復興庁の体制の強化

(1) 経済団体からの職員派遣

- 日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所から民間人材を派遣
→ 約20名(復興庁：約10名、復興局：約10名)(4月1日時点で約15名の見込み)

(2) 企業連携推進室の設置

① 組織

4月1日を目途に復興庁(本庁)に企業連携推進室を設置する。復興局においても、民間企業連携のための担当室を設置する。

② 役割

- ・ 被災地復興の企業連携に関し、地方公共団体及び民間企業からの相談等に対応。
- ・ 企業連携プロジェクトについて設置される復興特別区域制度上の分科会に参画し、事業化を支援(2.参照)。
 - 規制・制度の特例の創設
 - 復興庁や関係省庁の各種支援措置のコーディネート等
- ・ 企業連携に係る諸課題を把握し、関係省庁と連携して対応を検討。
 - (課題例) 地方公共団体事業における民間事業者の活用の促進
 - 投資リスクを軽減する新たな手法
 - 甚大な被害を受けた区域でのプロジェクトの円滑な資金調達
 - 人材不足、資材不足、機材不足、宿泊施設不足等
- ・ セミナー、展示会、制度説明会等の開催
- ・ 先行優良事例集、Q&Aの作成等

2. 「国と地方の協議会」に企業連携プロジェクト分科会の設置

① 分科会の設置

東日本大震災復興特別区域法に基づき設置される「国と地方の協議会」において、地方公共団体からの提案に基づき、企業連携プロジェクトについての分科会を設置。

② 分科会への対応

- ・ 分科会は、プロジェクトに関係する地方公共団体、民間企業、復興庁及び関係省庁から構成。
- ・ 復興庁、関係省庁が各種支援措置の活用をコーディネート。
- ・ プロジェクト事業化のための課題解決(新たな規制・制度の特例の検討等)
- ・ その他事業化のための助言等

③ 今後、「国と地方の協議会」の設置・運営について地方公共団体と協議した上で実施

復興庁及び復興局における企業連携推進体制

<復興庁（本庁）>

《企業連携推進室》

平成24年4月1日に設置

- 室長兼参事官：青木参事官
- 企画官：伊藤企画官
- 補 佐：工藤補佐（民間）、大村補佐（民間）
- 主査等：田中主査、藤田係員（民間）

<復興局>

- ◆ 宮城復興局、岩手復興局及び福島復興局において、民間出身者を含めた担当室を設置

※名称は早急に決定

【連絡先】

担当：参事官 青木、企画官 伊藤、補佐 工藤・大村、主査
田中・藤田

住所：〒107-0052

東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル1階

電話：03-5545-7234, 7365